

～司法書士試験の勉強開始に際しての了解事項～

- 1 司法書士試験の内容 1
- 2 各試験科目の出題比率・合格基準点・合格者数 2
- 3 法規範の体系 3
- 4 法令内部の体系・条文の構成・略記例 6
- 5 条文の用語例 9
- 6 裁判所の体系・判例の略記例 16
- 7 不動産登記に関する法令と先例・登記記録 22
- 8 公法と私法, 特別法と一般法 25
- 9 会社と商業登記の基礎知識 27
- 10 法令名称略記一覧 35

1 司法書士試験の内容

(1) 筆記試験の内容

- ① 憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識
- ② 不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）
- ③ 供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識
- ④ その他司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務<簡裁訴訟代理等関係業務が除かれている>を行うのに必要な知識及び能力

(2) 口述試験の内容

(1)②及び④に掲げる事項

(3) 筆記試験の時間割

	試験時間	試験の内容
午前の部	午前9時30分から午前11時30分まで	前記(1)①
午後の部	午後1時00分から午後4時00分まで	前記(1)②から④まで

(4) 筆記試験の方法、配点及び合格判定の方法

- ① 午前の部の試験（前記(1)①）及び午後の部の試験のうち前記(1)③及び④については多肢択一式により、午後の部の試験のうち前記(1)②については多肢択一式及び記述式により、実施される。
- ② 午前の部の試験及び午後の部の試験の多肢択一式問題は、それぞれ35問で105点満点、午後の部の試験の記述式問題は、2問で70点満点とされている。
- ③ 午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定に基準点に達しない場合には、それだけで不合格とされる。

(5) 法令等の適用日

4月1日現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）。

(6) 試験日程（令和5年の場合）

- ① 筆記試験の期日 令和5年7月2日（日曜日）
- ② 筆記試験の結果発表 令和5年10月10日（火曜日）午後4時
- ③ 口述試験の期日 令和5年10月23日（月曜日）
- ④ 最終合格者の発表 令和5年11月10日（金曜日）午後4時

2 各試験科目の出題比率・合格基準点・合格者数

(1) 各科目の出題比率・配点（択一は1問3点）は、以下のとおりです。

- ① 憲法 (午前択一 3問出題, 9点)
- ② 民法 (午前択一 20問出題, 60点)
- ③ 刑法 (午前択一 3問出題, 9点)
- ④ 会社法・商法 (午前択一 9問出題, 27点)
- ⑤ 民事訴訟法 (午後択一 5問出題, 15点)
- ⑥ 民事保全法 (午後択一 1問出題, 3点)
- ⑦ 民事執行法 (午後択一 1問出題, 3点)
- ⑧ 司法書士法 (午後択一 1問出題, 3点)
- ⑨ 供託法 (午後択一 3問出題, 9点)
- ⑩ 不動産登記法 (午後択一 16問出題, 48点)
- ⑪ 商業登記法 (午後択一 8問出題, 24点)
- ⑫ 不動産登記法 (午後記述式 1問出題, 35点)
- ⑬ 商業登記法 (午後記述式 1問出題, 35点)

(2) 令和4年の試験は、午前択一 105点満点中「**81点**」(27問)、午後択一 105点満点中「**75点**」(25問)、記述式合計70点満点中「**35.0点**」に、それぞれ達しない者は、それだけで不合格とされ、合計280点満点中「**216.5点以上**」(基準点の合計191点に「**25.5点**」の加点が必要)が合格とされました。

(3) 受験者数12,727人、最終合格者は「**660人**」(男478人、女182人)で、年齢構成は、最高年齢71歳2人、最低年齢20歳1人、平均年齢40,65歳でした。

3 法規範の体系

☞ (←今後、「ポイント」呼びます) 憲法→法律(条例)→政令→省令

<p>憲法</p>	<p>憲第 98 条 (憲法の最高法規性, 条約及び国際法規の遵守) 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、「命令」、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p> <p>憲第 7 条 (天皇の国事行為) 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。 ① 憲法改正<憲 96Ⅱ>、法律、「政令」<×命令, 省令>及び「条約」<×予算, 条例>を公布すること。</p>
<p>法 律 令</p>	<p>憲第 41 条 (国会の地位, 立法権) 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。 ☞ 「国会だけ」が (国会中心立法の原則), 「国会だけで」 (国会単独立法の原則) 立法できることを意味する。</p> <p>憲第 59 条 (法律案の議決, 衆議院の優越) 1 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院<衆議院と参議院: 憲 42>で可決したとき法律となる。 2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。</p> <p>憲第 56 条 (定足数, 表決) 1 両議院は、各々その総議員の「3分の1以上」<×2分の1以上, 過半数, 4分の1以上>の出席がなければ、議事を開き議決することができない。 2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員<×総議員>の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>会第 309 条 (株主総会の決議) 1 株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行ふ。</p> <p>憲第 31 条 (法定の手續の保障)</p>

		<p>法務省令第 18 号>で定める。</p> <p>不登令第 27 条 (法務省令への委任) この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に関し必要な事項は、法務省令<不動産登記規則>で定める。</p> <p>不登規第 1 条 (定義) この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>条例</p>		<p>憲第 94 条 (地方公共団体の権能) 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、「法律の範囲内」で「条例」を制定することができる。</p> <p>【条例への罰則の委任の可否】 憲法第 31 条は、必ずしも刑罰がすべて法律そのもので定められなければならないとするものではなく、法律の授権によってそれ以下の法令によって定めることもできると解すべきであり、そのことは憲法第 73 条第 6 号但書によっても明らかである。ただ、法律の授権が不特定な一般的・白紙委任的なものであってはならないことはいうまでもない。もっとも、条例は、法律以下の法令といっても、公選の議員をもって組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定される自治立法であって、行政府の制定する命令等とは性質を異にし、むしろ国民の公選した議員をもって組織する国会の議決を経て制定される法律に類するものであるから、条例によって刑罰を定める場合には、法律の授権が相当な程度に具体的であり、限定されておれば足りると解される。(改正前の) 地方自治法第 2 条第 3 項第 7 号及び第 1 号のように、具体的事項につき、(現行) 同法第 14 条第 3 項のように限定された刑罰の範囲内において、条例をもって定めることは、憲法第 31 条に違反するとはいえない。(最大判昭和 37・5・30)</p>

4 法令内部の体系・条文の構成・略記例

編→章→節→款→目		
民法 第三編 債権 第一章 総則 第三節 多数当事者の債権及び債務 第五款 保証債務 第一目 総則 民第 446 条 (保証人の責任等) 1 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。 2 保証契約は、「書面」でなければ、その効力を生じない。 3 保証契約がその内容を記録した「電磁的記録」によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。		
項・号	民第 770 条 (裁判上の離婚) 1 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。 ① 配偶者に不貞な行為があったとき。 ② 配偶者から悪意で遺棄されたとき。 ③ 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。 ④ 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。 ⑤ その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。 ⇨号は、条文では「一・二」等となっていますが、私の講義資料では「①②」等で表記してあります。 2 裁判所は、前「項」第1「号」から第4号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。	・民法第 770 条第 1 項第 1 号→民 770 I ① ・民法第 770 条第 2 項→民 770 II ※登記六法の参照条文の表記→民 770① 1
本文・ただし書	民第 5 条 (未成年者の法律行為) 1 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。「ただし」、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。	・民法第 5 条第 1 項本文→民 5 I 本文 ・民法第 5 条第 1 項ただし書→民

	<p>民第 11 条 (保佐開始の審判) 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第7条に規定する原因がある者については、この限りでない。</p> <p>民第 14 条 (保佐開始の審判等の取消し) 1 第11条「本文」に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。</p> <p>民第 9 条 (成年被後見人の法律行為) 成年被後見人の法律行為は取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。</p> <p>民第 13 条 (保佐人の同意を要する行為等) 1 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条「ただし書」に規定する行為については、この限りでない。</p> <p>憲第 55 条 (議員の資格争訟の裁判) 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。「但し」、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</p>	5 I ただし書
前段・後段	<p>民第 269 条の 2 (地下又は空間を目的とする地上権) 1 地下又は空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。この場合においては、設定行為で、地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加えることができる。</p> <p>不登第 78 条 (地上権の登記の登記事項) 地上権の登記の登記事項は、第59条各号に掲げるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民法第 269 条の 2 第 1 項前段→民 269 の 2 I 前段 ・民法第 269 条の 2 第 1 項後段→民 269 の 2 I 後段

	<p>のほか、次のとおりとする。</p> <p>⑤ 民法第269条の2第1項「前段」に規定する地上権の設定にあつては、その目的である地下又は空間の上下の範囲及び同項「後段」の定めがあるときはその定め</p>	
柱書	<p>会第108条（異なる種類の株式）</p> <p>1 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第9号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。</p> <p>⑨ 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。次項第9号及び第112条第1項において同じ。）又は監査役を選任すること。</p>	会 108 I 柱書ただし書
かっこ書	<p>会第453条（株主に対する剰余金の配当）</p> <p>株式会社は、その株主（当該株式会社を除く。）に対し、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>☞株式会社は、「自己株式」については、剰余金の配当をすることができないとされていることに注意しておくこと（会 453 かっこ書）。</p>	会 453 かっこ書

5 条文の用語例

<p>又は・若しくは</p>	<p>(1) 「又は」と「若しくは」という法令用語は、いずれも語句を選択的に結びつける場合 (or) に用いられる。</p> <p>(2) 使い分けは、選択的接続が2段階にわたらない場合は「又は」が用いられ、選択的接続が2段階にわたる場合は、小さな接続の方に「若しくは」が、大きな接続の方に「又は」が用いられる。</p> <p>刑第 199 条 (殺人) 人を殺した者は、死刑「又は」無期「若しくは」5年以上の拘禁刑<←懲役>に処する。</p> <p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">死刑</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">{</td> <td>無期拘禁刑<←無期懲役></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">拘禁刑<←懲役></td> <td>5年以上の(有期)拘禁刑<←(有期)懲役></td> </tr> </table> </p> <p>刑第 235 条 (窃盗) 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の拘禁刑<←懲役>「又は」50万円以下の罰金に処する。</p>	死刑	{	無期拘禁刑<←無期懲役>	拘禁刑<←懲役>	5年以上の(有期)拘禁刑<←(有期)懲役>
死刑	{	無期拘禁刑<←無期懲役>				
拘禁刑<←懲役>		5年以上の(有期)拘禁刑<←(有期)懲役>				
<p>かつ・及び・並びに</p>	<p>(1) 「及び」と「並びに」という法令用語は、いずれも、語句を併合的に結びつける場合 (and) に用いられる。</p> <p>(2) 使い分けは、併合的接続が2段階にわたらない場合は「及び」が用いられ、併合的接続が2段階にわたる場合は、小さな接続の方に「及び」が、大きな接続の方に「並びに」が用いられる。</p> <p>刑第 256 条 (盗品譲受け等)</p> <p>1 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、3年以下の拘禁刑<←懲役>に処する。</p> <p>2 前項に規定する物を運搬し、保管し、「若しくは」有償で譲り受け、「又は」その有償の処分があつせんをした者は、10年以下の拘禁刑<←懲役>「及び」50万円以下の罰金に処する。</p> <p>不登第 59 条 (権利に関する登記の登記事項) 権利に関する登記の登記事項は、次のとおりとする。</p> <p>④ 登記に係る権利の権利者の氏名又は名称「及び」住所「並びに」登記名義人が2人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分</p> <p>会第 911 条 (株式会社の設立の登記)</p>					

3 第1項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- ⑩ 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称「及び」住所「並びに」営業所

民第387条（抵当権者の同意の登記がある場合の賃貸借の対抗力）

1 登記をした賃貸借は、その登記前に登記をした抵当権を有するすべての者が同意をし、「かつ」、その同意の登記があるときは、その同意をした抵当権者に対抗することができる。

会第219条（株券の提出に関する公告等）

1 株券発行会社は、次の各号に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日（第4号の2に掲げる行為をする場合にあっては、第179条の2第1項第5号に規定する取得日。以下この条において「株券提出日」という。）までに当該株券発行会社に対し当該各号に定める株式に係る株券を提出しなければならない旨を株券提出日の1箇月前までに、公告し、「かつ」、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、当該株式の全部について株券を発行していない場合は、この限りでない。

- ② 株式の併合 全部の株式（種類株式発行会社にあつては、第180条第2項第3号の種類の株式）

会第181条（株主に対する通知等）

1 株式会社は、効力発生日の2週間前までに、株主（種類株式発行会社にあつては、前条第2項第3号の種類の種類株主。以下この「款」において同じ。）及びその登録株式質権者に対し、同項各号に掲げる事項を「通知」しなければならない。

2 前項の規定による通知は、「公告をもってこれに代える」ことができる。

商登第59条（取得条項付株式等の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記）

1 取得条項付株式（株式の内容として会社法第108条第2項第6号ロに掲げる事項についての定めがあるものに限る。）の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- ② 株券発行会社にあつては、会社法第219条第1項「本文」の規定による公告〈×及び通知〉をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

	<p>☞会社法では、公告の種類が増え、かつ、その趣旨ごとに分けて詳細な規定が設けられたため、これに伴い、商業登記法においても、公告及び株主等への通知に関する添付書面を統一的に見直すこととし、基本的に、公告及び通知の双方を要する場合に限り、その公告をしたことを証する書面を添付書面とした。その結果、公告と株主等への通知が選択的な場合は、添付書面としないこととなり、これを踏まえ、本条第1項第2号では、株券発行会社について、会社法第219条第1項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面のいずれかを、添付書面としたものである。なお、株券発行会社以外の会社は、登記簿上そのような会社であることは明らかであるので（会 911Ⅲ⑩）、特にこれを証する添付書面を要しないことに注意しておくこと。</p> <p>商登第 61 条（株式の併合による変更の登記）</p> <p>「株券発行会社」がする株式の併合による変更の登記の申請書には、第 59 条第 1 項第 2 号に掲げる書面〈会社法第 219 条第 1 項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面〉を添付しなければならない。</p> <p>☞会社法第 181 条の通知又は公告をしたことを証する書面は添付書面とされていない。</p>
<p>以上・以下・超えない・超える・未満</p>	<p>民第 278 条（永小作権の存続期間）</p> <p>1 永小作権の存続期間は、20 年「以上」50 年「以下」とする。設定行為で 50 年より長い期間を定めたときであっても、その期間は、50 年とする。</p> <p>☞20 年「未満」の期間を定めた場合は永小作権として認められない。</p> <p>2 永小作権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期間は、更新の時から 50 年を「超えることができない」。</p> <p>民第 256 条（共有物の分割請求）</p> <p>1 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、5 年を「超えない」〈5 年以下〉期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。</p> <p>借地借家第 23 条（事業用定期借地権等）</p> <p>1 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。次項において同じ。）の所有を目的とし、かつ、存続期間を「30 年以上 50 年未満」として借地権を設定する場合においては、第 9 条及び第 16 条</p>

	<p>の規定にかかわらず、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第 13 条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。</p> <p>2 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を「10 年以上 30 年未満」として借地権を設定する場合には、第 3 条から第 8 条まで、第 13 条及び第 18 条の規定は、適用しない。</p> <p>利息第 1 条 (利息の制限)</p> <p>金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。</p> <p>① 元本の額が 10 万円未満の場合 年 2 割</p> <p>② 元本の額が 10 万円以上 100 万円未満の場合 年 1 割 8 分</p> <p>③ 元本の額が 100 万円以上の場合 年 1 割 5 分</p>
以前, 以内	<p>民第 887 条 (子及びその代襲者等の相続権)</p> <p>1 被相続人の子は、相続人となる。</p> <p>2 被相続人の子が、相続の開始「以前」<同時死亡の場合を含む：民 32 の 2 >に死亡したとき、又は第 891 条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。</p> <p>民第 398 条の 6 (根抵当権の元本確定期日の定め)</p> <p>1 根抵当権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め又は変更することができる。</p> <p>3 第 1 項の期日は、これを定め又は変更した日から「5 年以内」でなければならない。</p> <p>民第 398 条の 8 (根抵当権者又は債務者の相続)</p> <p>1 元本の確定前に根抵当権者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取得する債権を担保する。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の合意について相続の開始後「6 箇月以内」に登記をしないときは、担保すべき元本は、相続開始の時に確定したものとみなす。</p>
半数以上・過半数	<p>会第 335 条 (監査役の資格等)</p> <p>3 監査役会設置会社においては、監査役は、「3 人以上」で、そのうち</p>

	<p>「半数以上」は、社外監査役でなければならない。</p> <p>会第 400 条（委員の選定等）</p> <p>3 各委員会の委員の「過半数」は、社外取締役でなければならない。</p> <p>会第 309 条（株主総会の決議）</p> <p>1 株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の「過半数」を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の「過半数」をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の「過半数」（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）「以上」に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の「半数以上」（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>民第 252 条（共有物の管理）</p> <p>1 共有物の管理に関する事項（次条第1項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第1項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。）は、各共有者の持分の価格に従い、その「過半数」で決する。共有物を使用する共有者があるときも、同様とする。</p>
<p>その他の・その他</p>	<p>(1) 「その他の」は、その後ろに置かれる語がその前に置かれる語句を包含する関係を示すときに用いられる法令用語である。つまり、その前に置かれる語は、その後ろに置かれる語の例示である。例えば、「A、Bその他のX」とある場合には、A及びBは、Xの一例として、いわばXに包含されることになる。</p> <p>(2) 「その他」は、その前後の語句を並列でつなげるときに用いられる法律用語である。たとえば、「C、Dその他Y」とある場合には、C、D、Yがそれぞれ並列の関係になる。</p>

<p>推定する・みなす</p>	<p>(1) 「推定する」とは、法令適用の前提である事実の確定が難しい場合において、通常予想される事態を法令の適用において本来の事実関係として取り扱うときに用いられる（例えば、本来、別事実であるA事実とB事実について、「A事実があれば、B事実がある」とすること）が、この場合でも、当事者は、反証することによって、推定を覆すことができる。</p> <p>(2) これに対し、「みなす」とされる場合には、当事者の反証は許されない。</p> <p>民第 186 条（占有の態様等に関する推定）</p> <p>1 占有者は、「所有の意思」をもって、「善意」で、「平穩」に、かつ、「公然」と占有をするものと「推定」する。</p> <p>2 前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、「その間継続」したものと「推定」する。</p> <p>民第 189 条（善意の占有者による果実の取得等）</p> <p>2 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その「訴えの提起の時」から悪意の占有者と「みなす」。</p>
<p>直ちに・遅滞なく・速やかに</p>	<p>「直ちに」「遅滞なく」「速やかに」は、いずれも時間的遅延を許さない趣旨であるが、「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」の順に急迫の度合いは低くなる。</p> <p>会第 357 条（取締役の報告義務）</p> <p>1 取締役は、株式会社に「著しい損害を及ぼすおそれ」のある事実があることを発見したときは、「直ちに」＜×遅滞なく＞、当該事実を「株主」（監査役設置会社にあつては、「監査役」）に報告しなければならない。</p> <p>民第 860 条の 3（成年後見人による郵便物等の管理）</p> <p>1 成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。</p> <p>2 成年後見人は、その受け取った前項の郵便物等で成年後見人の事務に関しないものは、「速やかに」＜×遅滞なく＞成年被後見人に交付しなければならない。</p> <p>民第 893 条（遺言による推定相続人の廃除）</p> <p>被相続人が「遺言」で推定相続人を廃除する意思表示したときは、「遺言執行者」は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相</p>

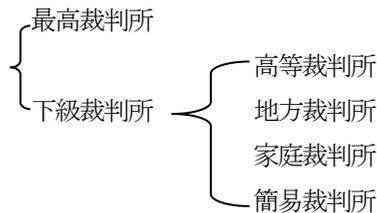
	<p>続人の廃除を「家庭裁判所に請求」しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の「死亡の時にさかのぼって」その効力を生ずる。</p>
<p>科料・過料</p>	<p>(1) 「科料」と「過料」は、いずれも金銭を剥奪する罰であるが、「過料」は刑罰ではなく、「科料」は刑罰の一つであって、刑法総則の規定が適用される。</p> <p>(2) 読みは、ともに「かりょう」と同じになってしまうので、講義では、「科料」を「とがりょう」と「過料」を「あやまちりょう」と読むことにします。</p> <p>刑第9条（刑の種類） 死刑、拘禁刑<←懲役、禁錮>、罰金、拘留及び科料を「主刑」とし、没収を「付加刑」とする。</p> <p>刑第17条（科料） 科料は、「1,000円以上1万円未満」とする。</p> <p>会第976条（過料に処すべき行為） 取締役…代表取締役…は、次のいずれかに該当する場合には、「100万円以下の過料」に処する。…</p> <p>① この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。</p>

6 裁判所の体系・判例の略記例

大連判明治 41・12・15	大審院明治 41 年 12 月 15 日 連合部判決 ←現在の最高裁の 大法廷判決に当たるもの
大判大正 10・7・11	大審院大正 10 年 7 月 11 日判決
最大判昭和 23・11・17	最高裁判所昭和 23 年 11 月 17 日大法廷判決
最判平成 11・3・25	最高裁判所平成 11 年 3 月 25 日小法廷判決
最決令和 3・12・15	最高裁判所令和 3 年 12 月 15 日決定
東京高判令和 5・2・1	東京高等裁判所令和 5 年 2 月 1 日判決
東京地八王子支判昭和 57・ 12・22	東京地方裁判所八王子支部昭和 57 年 12 月 22 日判決

憲第 76 条（司法権，裁判所，特別裁判所の禁止，裁判官の独立）

- 1 すべて司法権は，**最高裁判所**及び**法律**<裁 2 I>の定めるところにより設置する下級裁判所<高等裁判所，地方裁判所，家庭裁判所及び簡易裁判所>に属する。
- 2 **特別裁判所**は，これを設置することができない。行政機関は，「**終審**」として裁判を行ふことができない。



憲第 81 条（法令審査権と最高裁判所）

最高裁判所は，一切の法律，命令，規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する「**終審**」<×唯一の>裁判所<下級裁判所にも違憲審査権アリ，**最大判昭和 25・2・1**>である。

民訴第 312 条（上告の理由）

- 1 上告は，判決に**憲法の解釈の誤り**があることその他**憲法の違反**があることを理由とするときに，することができる。

裁第 1 条（この法律の趣旨）

日本国憲法に定める最高裁判所及び下級裁判所については，この法律の定めるところによる。

裁第2条（下級裁判所）

- 1 下級裁判所は、**高等裁判所**、**地方裁判所**、**家庭裁判所**及び**簡易裁判所**とする。

裁第3条（裁判所の権限）

- 1 裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて**一切の法律上の争訟**を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

憲第79条（最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬）

- 1 最高裁判所は、その長たる裁判官<最高裁判所長官>及び「**法律**」<裁5Ⅲ>の定める員数<14人>のその他の裁判官<最高裁判所判事>でこれを構成し、その「**長たる裁判官以外の裁判官**」は、「**内閣**」でこれを任命する<天皇が認証、憲7⑤>。

憲第6条（天皇の任命権）

- 2 「**天皇**」は、「**内閣の指名**」に基いて、「**最高裁判所の長たる裁判官**」を「任命」する。

憲第80条（下級裁判所の裁判官、任期、定年、報酬）

- 1 **下級裁判所の裁判官**は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、「**内閣**」でこれを任命する。…

裁第5条（裁判官）

- 1 最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を「**最高裁判所長官**」とし、その他の裁判官を「**最高裁判所判事**」とする。
- 2 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を「**高等裁判所長官**」とし、その他の裁判官を「**判事**、**判事補**及び**簡易裁判所判事**」とする。
- 3 最高裁判所判事の員数は、「**14人**」とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

民訴第123条（判事補の権限）

「**判決以外の裁判**」<決定及び命令>は、**判事補**が**単独**であることができる。

民保第36条（判事補の権限の特例）

保全異議の申立てについての裁判は、**判事補**が**単独**であることができない。

裁第9条（大法廷・小法廷）

- 1 最高裁判所は、「**大法廷**」又は「**小法廷**」で審理及び裁判をする。
- 2 大法廷は、「**全員の裁判官**」の、小法廷は、最高裁判所の定める員数の裁判官の合議体とする。但し、小法廷の裁判官の員数は、3人以上でなければならない。
- 3 各合議体の裁判官のうち一人を「**裁判長**」とする。
- 4 各合議体では、最高裁判所の定める員数の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をするこ

とができる。

民訴第 137 条 (裁判長の訴状審査権)

- 1 訴状が第 134 条第 2 項の規定に違反する場合には、「裁判長」は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。…
- 2 前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、「命令」で、「訴状を却下」しなければならない<訴状却下命令>。

民訴第 140 条 (口頭弁論を経ない訴えの却下)

訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、「裁判所」は、口頭弁論を経ないで、「判決」で、「訴えを却下」することができる。

民訴第 171 条 (受命裁判官による弁論準備手続)

- 1 裁判所は、受命裁判官に弁論準備手続を行わせることができる。

民訴第 176 条 (書面による準備手続の方法等)

- 1 書面による準備手続は、「裁判長」が行う。ただし、「高等裁判所」においては、「受命裁判官」にこれを行わせることができる。

民訴規第 113 条 (尋問の順序・法第 202 条)

- 1 当事者による証人の尋問は、次の順序による。
 - ① 尋問の申出をした当事者の尋問 (主尋問)
 - ② 相手方の尋問 (反対尋問)
 - ③ 尋問の申出をした当事者の再度の尋問 (再主尋問)
- 2 当事者は、裁判長の許可を得て、更に尋問をすることができる。
- 3 裁判長は、法第 202 条 (尋問の順序) 第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら証人を尋問し、又は当事者の尋問を許すことができる。
- 4 「陪席裁判官」は、裁判長に告げて、証人を尋問することができる。

民訴第 185 条 (裁判所外における証拠調べ)

- 1 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。この場合においては、合議体の構成員に命じ<受命裁判官>、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して<受託裁判官>証拠調べをさせることができる。
 - ☞ 「受命裁判官」とは、裁判機関が合議制で構成される場合において、法定事項を委任されたその「構成員である裁判官」をいう。また、「受託裁判官」とは、受訴裁判所が「他の裁判所」に一定の事件を嘱託した場合に、その処理にあたる裁判官をいう。

- 2 前項に規定する嘱託により職務を行う**受託裁判官**は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの嘱託をすることができる。

裁第10条（大法廷及び小法廷の審判）

事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。

- ① 当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が**憲法に適合するかしないかを判断**するとき。（意見が前に**大法廷**でした、その法律、命令、規則又は処分が**憲法に適合する**との裁判と同じであるときを除く。）
- ② 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。
- ③ 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。

【非嫡出子相続分違憲判決】

社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容や嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化等を総合的に考察すれば、**嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていることから、(旧)民法第900条第4号ただし書の規定は、憲法第14条第1項に違反する（最大決平成25・9・4）。**

民法第900条（法定相続分）

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- ④ 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、**相等しいものとする**。ただし、「父母の一方のみを同じくする<半血の>兄弟姉妹の相続分」は、父母の双方を同じくする<全血の>兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。
☞平成25年12月11日施行の改正（平成25年9月5日以後に開始した相続について適用）により、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とする」と規定していた本号ただし書前段部分が削除された。

裁第16条（高等裁判所の裁判権）

高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

- ① **地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に関する判決に対する控訴**
- ② 第7条第2号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に関する決定及び命令に対する抗告
- ③ 刑事に関するものを除いて、**地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する上告**
- ④ 刑法第77条乃至<←「ないし」と読む>第79条の罪に係る訴訟の第一審

裁第 24 条 (地方裁判所の裁判権)

地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

- ① 第 33 条第 1 項第 1 号の請求以外の請求<訴訟の目的の価額が 140 万円を超える請求>に係る訴訟 (第 31 条の 3 第 1 項第 2 号の人事訴訟を除く。) 及び同号の請求<訴訟の目的の価額が 140 万円を超えない請求>に係る訴訟のうち「不動産に関する訴訟」の第一審
- ③ 第 16 条第 1 号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴

裁第 31 条の 3 (裁判権その他の権限)

- 1 家庭裁判所は、左の権限を有する。
 - ① 家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判及び調停
 - ② 人事訴訟法で定める人事訴訟の第一審の裁判
 - ③ 少年法で定める少年の保護事件の審判
- 2 家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。
 - ☞ 特定の種類の事件だけを扱う裁判所であっても、最高裁判所を頂点とする通常裁判所の系列に組み入れられ、その裁判に対して上訴ができ、かつ、その裁判官が通常裁判所の裁判官と同じ身分を持つものであれば、それは「特別裁判所」にあたらぬ。現在の家庭裁判所は、家事事件・少年事件という特定の種類の事件だけを扱う裁判所であるが、それは「一般的に司法権を行なう通常裁判所の系列に属する下級裁判所として」設置されたものであって「特別裁判所」(憲 76Ⅱ前段)ではないことに注意(最大判昭和 31・5・30、裁 16①参照)。

裁第 33 条 (簡易裁判所の裁判権)

- 1 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。
 - ① 訴訟の目的の価額が「140 万円」<平成 16 年 4 月 1 日施行>を超えない請求 (行政事件訴訟に係る請求を除く。)

民訴第 382 条 (支払督促の要件)

金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量<請求の目的の価額が 140 万円を超えるときも可>の給付を目的とする請求については、「裁判所書記官」は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。…

民訴第 383 条 (支払督促の申立て)

- 1 支払督促の申立ては、<請求の価額を問わず、原則として>債「務」者の普通裁判籍の所在地を管轄する「簡易裁判所」の「裁判所書記官」<×簡易裁判所>に対してする<専属的職務管轄>。

民訴第 54 条 (訴訟代理人の資格)

- 1 法令により裁判上の行為をすることができる代理人<支配人等，商21I>のほか，**弁護士でなければ訴訟代理人となることができない<弁護士代理の原則>**。ただし，**簡易裁判所**においては，<軽微な事件もあるので，事件ごとに>その許可を得て，**弁護士でない者**を訴訟代理人とすることができる。

☞簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士は，民事訴訟法第54条第1項本文（民事保全法第7条又は民事執行法第20条において準用する場合を含む）の規定にかかわらず，司法書士法第3条第1項第6号イからハまで又はホに掲げる手続における訴訟代理人又は代理人となることができる（司書3VI）。

司書第3条（業務）

- 1 司法書士は，この法律の定めるところにより，他人の依頼を受けて，次に掲げる事務を行うことを業とする。

- ① 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- ④ **裁判所**若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成16年法律第123号）第6章第2節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第8号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に**提出し若しくは提供する書類**若しくは電磁的記録を作成すること。
- ⑥ **簡易裁判所**における**次に掲げる手続**について代理すること。ただし，「**上訴の提起**」（自ら代理人として手続に関与している事件の判決，決定又は命令に係るものを除く。），「**再審**」及び「**強制執行に関する事項**」（ホに掲げる手続<少額訴訟債権執行の手続であって，請求の価額が140万円を超えないもの>を除く。）については，代理することができない。

ロ 民事訴訟法第275条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による**支払督促の手続**であって，**請求の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの**

- 2 前項第6号から第8号までに規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という）は，次のいずれにも該当する司法書士に限り，行うことができる。
- 6 **第2項に規定する司法書士は，民事訴訟法第54条第1項本文**（民事保全法第7条又は民事執行法第20条において準用する場合を含む）**の規定**<法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか，弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。>にかかわらず，**第1項第6号イからハまで又はホに掲げる手続**における訴訟代理人又は代理人となることができる。

7 不動産登記に関する法令と先例・登記記録

- (1) 不動産登記制度は、国民の基本的財産である不動産についての権利変動を「公示」して、取引関係に入る利害関係人に不測の損害が発生しないように予防し、取引の安全と経済活動の敏活化を図るための重要な公証制度ですので、そのための制度や手続は法令によってあらかじめはっきりと定められています。
- (2) 不動産登記に関する基本法はなんとといっても「不動産登記法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 123 号、平成 17 年 3 月 7 日から施行）であり、登記制度の根幹や手続の基本的事項を定めています。
- (3) そして、この不動産登記法の委任を受けて、「不動産登記令」（平成 16 年 12 月 1 日政令第 379 号）が申請情報や添付情報の内容や提供の方法等を規定していますし（不登 26）、「不動産登記規則」（平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18 号）が登記事務に関する手続などの細目を定めています（不登 15）。
- (4) 次に、厳密な意味では法令とはいえないのですが、登記官が登記事務を処理する上での指針としている上級官庁の「通達」と「回答」があって、これらはあわせて「先例」と呼ばれています。

先例は、原則的には登記官だけを拘束するのであって、登記申請人を直接義務づける効力は持たないのですが、登記官は先例に反した登記申請を受理してくれませんので、間接的に申請人を拘束することも決してまれではありません。
- (5) 「通達」というのは、全国の登記行政が統一的に運用されるようにと、法務省の民事局長や民事局第三課長（現行民事局民事第二課長。以下同じ）が、不動産登記法に関する法令の解釈や運用についての統一的基準を示したものであって、たとえば、不動産登記事務取扱手続準則（平成 17・2・25 民二 456 号通達）や、根抵当登記事務の取扱いに関する基本通知（昭和 46・12・27 民三 960 号依命通知）がこれにあたります。

なお、一般に「民甲」とあれば、それは民事局長が出した通達であり、「民三」となっていれば、民事局第三課長が発したものです。通達のうちでも、比較的重要なものは民事局長が、そうでないものは民事局第三課長（現行民事局民事第二課長）が取り扱うことになっています。
- (6) 「回答」というのは、個々の具体的な登記事務の処理方法やそれに適合する法令の解釈について、法務局長から照会があった場合に、民事局長や民事局第三課長（現行民事局民事第二課長）がその見解を示した回答です。したがって、これは必ずしも一般的な統一基準を示したものでありませんが、同じような事案を処理する場合には、重要な参考となっています。
- (7) なお、私の資料では、「平成 21 年 2 月 20 日民二 500 号通達」により示された不動産登記記録例については「平成 21 年通達記録例」と略称しています。

【不動産登記の登記記録】

表題部 ※不登2⑦ (主である建物の表示)	調製	令和4年6月22日	不動産番号	1234567890123 ※1
所在図番号	余白			
所在	新宿区新宿一丁目1番地 ←不登44I①		余白	
家屋番号	1番 ←不登2②, 44I②, 45, 不登規112I		余白	
① 種類 ※不登44I③	② 構造 ※不登44I③	③ 床面積 ※不登44I③ m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕 ※不登27①②	
居宅 不登規113I	木造かわらぶき平家 建 不登規114	60 00 不登規115	令和4年6月15日新築 ※不登47I, 164, 不登規111 〔令和4年6月22日〕	
所有者 不登2⑩	新宿区新宿三丁目2番3号 甲野一郎 ←不登27③, 不登規158			

※ 平成21年通達記録例80

※1 不登27④, 不登規90, 1⑧

※登記官は、表題登記がある不動産（所有権の登記がある不動産を除く。）について所有権の登記をしたときは、表題部所有者に関する登記事項を抹消する記号を記録しなければならない（不登規158）。

権利部 (甲区) (所有権に関する事項) ←不登12, 2⑧, 不登規4IV前段			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 (※1) 主登記	所有権保存 ※不登59①	令和5年4月14日 第410号 ※不登59②, 不登19, 不登規56I・II, 不登20	<×原因> ←不登59③, 76I本文 所有者 新宿区新宿三丁目2番3号 甲野一郎 ※不登59④
2 ※2	所有権移転	令和5年4月27日 第470号	原因 令和5年4月25日売買 所有者 新宿区新宿一丁目1番1号 乙野花子
付記1号 ※3	2番登記名 義人住所、 氏名変更	令和5年7月3日 第710号	原因 令和5年5月10日氏名変更 令和5年6月25日住所移転 氏名住所 新宿区新宿三丁目2番3号 甲野花子

※平成21年通達記録例184, 不登規146

※1 不登59⑧, 不登令2⑧, 不登規1①, 147I

※2 平成21年通達記録例199

- ① 所有権（共有持分）移転登記は常に「主登記」でなされる（不登4II, 不登規3⑤参照）。
- ② 前所有権登記名義人の記録に抹消の記号は記録されないことに注意。

※3 平成21年通達記録例601, 付記登記(不登規3①)

(注) 変更前の氏名及び住所を抹消する記号を記録する(不登規150)。

※氏名変更→登記原因は, 婚姻, 離婚等その原因が何であっても「氏名変更」とする(平成21年通達記録例599注1)。

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項) ←不登規4IV			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 ※1	抵当権設定	令和5年8月9日 第890号	原因 令和5年8月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金900万円 利息 年15.00% 損害金 年21.9% 特約 債権者が合併により消滅した時に債権は消滅する ※2 債務者 新宿区新宿三丁目2番3号 甲野花子 抵当権者 千代田区大手町一丁目1番1号 東京信用金庫 (取扱店 大手町支店) ※3
付記1号 ※4	1番抵当権消滅の定	余白	抵当権者が合併により消滅した時に 抵当権は消滅する 令和5年8月9日付記

※1 所有権を目的とする場合は主登記(不登規3④参照), 平成21年通達記録例353

※2 不登88I③, 平成21年通達記録例359

※3 平成21年通達記録例370

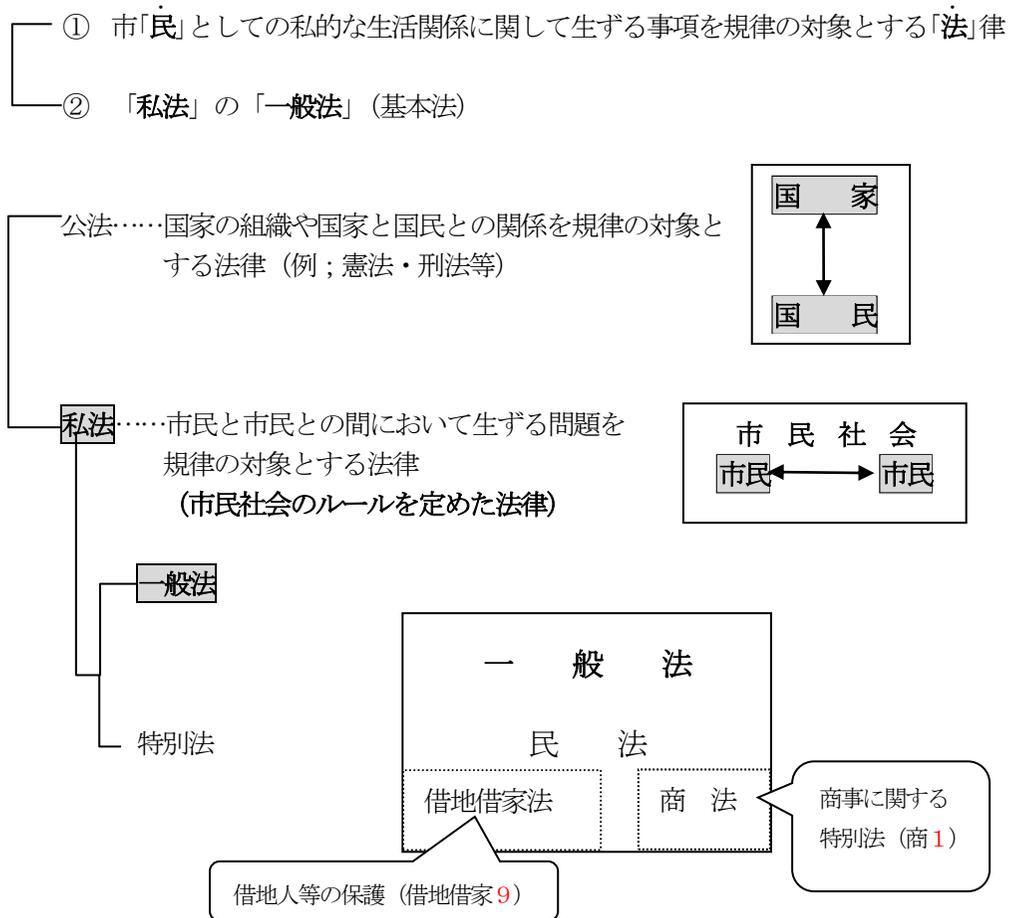
※4 不登59⑤, 不登規3⑥, 平成21年通達記録例358

8 公法と私法, 特別法と一般法

(1) 民法の意義

- ① 私たちが営んでいる社会生活には、選挙権の行使や税金の納付のように「国民」としての「公的な生活関係」と、売買や抵当権の設定等の「財産関係」及び婚姻や相続等の「家族関係」のように国家を離れた「市民」としての「私的な生活関係」とがあります。
- ② 一般に前者の法律関係を「公法関係」といい、後者の法律関係を「私法関係」といっていますが、民法という法律は、このうち、後者の「私法関係の権利義務の存否に関する実体関係を全般的・一般的に規律する実体法の一般法」であると位置づけることができます。

(2) 民法の位置付け～私法の一般法～



(3) 特別法（特別規定）は、一般法（一般規定）に優先する

商第1条（趣旨等）

- 1 商人の営業，商行為その他商事については，他の法律に特別の定めがあるものを除くほか，この法律<商法>の定めるところによる。
- 2 商事に関し，この法律に定めがない事項については「商慣習」に従い，商慣習がないときは，「民法」（明治29年法律第89号）の定めるところによる。
☞商事に関する法適用の順序：商事特別法→商法→商慣習→民事特別法→民法

商第506条（商行為の委任による代理権の消滅事由の特例）

「商行為の委任による代理権」は，「本人の死亡」によっては，消滅しない<民111 I ①の特例>。

民第111条（代理権の消滅事由）

- 1 代理権は，次に掲げる事由によって消滅する。
① 「本人」の死亡

借地借家第1条（趣旨）

この法律は，建物の所有を目的とする地上権及び土地の賃借権の存続期間，効力等並びに建物の賃貸借の契約の更新，効力等に関し特別の定めをするとともに，借地条件の変更等の裁判手続に関し必要な事項を定めるものとする。

借地借家第3条（借地権の存続期間）

借地権の存続期間は，30年とする。ただし，契約でこれより長い期間を定めたときは，その期間とする。

借地借家第9条（強行規定）

この節の規定に反する特約で「借地権者に不利なもの」は，無効とする。

民第400条（特定物の引渡しの場合の注意義務）

債権の目的が「特定物」の引渡しであるときは，債務者は，その「引渡しをするまで」，
④契約その他の債権の発生原因「及び」⑤取引上の社会通念に照らして定まる「善良な管理者の注意」<善管注意義務>をもって，その物を保存しなければならない。

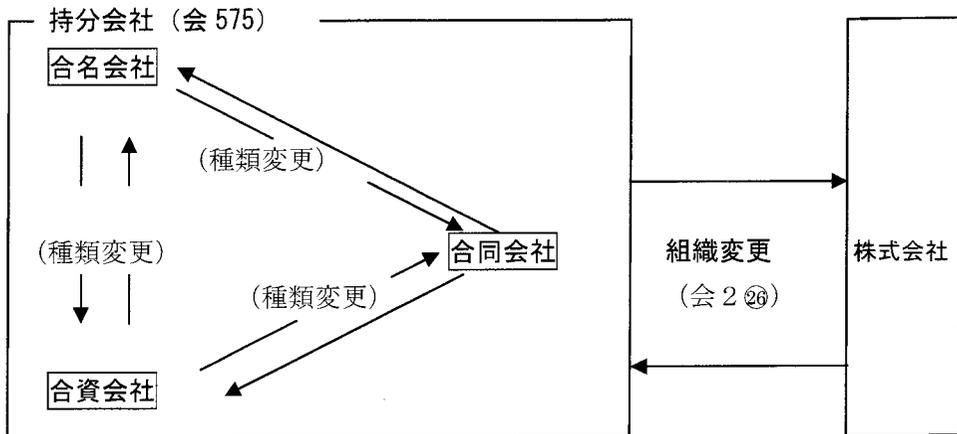
民第659条（無報酬の受寄者の注意義務）

「無報酬」の受寄者は，「自己の財産に対するのと同一の注意」をもって，寄託物を保管する義務を負う。

☞有償の受寄者→善管注意義務（民400）

9 会社と商業登記の基礎知識

- (1) 会社法では、「会社」とは、「株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。」と定義されています（会2①）。
- (2) 会社法制定前は、商法上の会社として「合名会社、合資会社及び株式会社」（旧商 53）の3種類の会社が、昭和13年制定にかかる有限会社法上の会社として「有限会社」の合計4種類の会社が認められていましたが、会社法では、株式会社と有限会社を統合して、株式会社に一本化するとともに（整備2 I）、「合同会社」を新設して、合同会社、合名会社、合資会社を「持分会社」として整理することとされました（会社法第三編、会575 I かつこ書）。
- (3) なお、以上の会社類型の見直しに伴い、会社法以前は、合名会社と合資会社、株式会社と有限会社相互間の組織変更（会社がその法人格の同一性を保ちつつ、他の種類の会社に変換すること）のみが認められていましたが、会社法では、株式会社から持分会社へ、持分会社から株式会社への組織変更を認めることとした反面（会2②），持分会社内の変更は組織変更ではなく、定款変更による持分会社の種類の変更の問題として扱うこととされたことに注意しておいてください（会638, 637）。



会第2条 (定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ② **組織変更** 次のイ又はロに掲げる会社とその組織を変更することにより当該イ又はロに定める会社となることをいう。

イ 株式会社
 ロ 合名会社、合資会社又は合同会社

合名会社、合資会社又は合同会社
 株式会社

商業登記の登記記録

会社法人等番号	0123-45-678901	
商号	株式会社法経	
本店	東京都新宿区百人町一丁目2番3号	
公告をする方法	日々新聞に掲載してする	
会社成立の年月日	平成18年7月1日	
目的	1 コンピューターソフトウェアの開発及び販売 2 飲食店業 3 前各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	2万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 5000株 各種の株式の数 甲種類株式 4000株 乙種類株式 1000株	
資本金の額	金1億円	
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	甲種類株式 2万株 乙種類株式 1万株 1. 剰余金の配当 乙種類株式は、毎決算期において、甲種類株式に先立ち、1株につき年100円の剰余金の配当を受けるものとする。 2. 議決権 乙種類株式は、株主総会において、議決権を有しない。 3. 種類株主総会の決議を要しない事項 会社法第322条第1項第1号の2から第14号までの行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときであっても、当該種類株主総会の決議を要しない。	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の乙種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区大手町二丁目6番8号 中日信託株式会社大手町支店 本店 名古屋市中区三の丸二丁目6番9号	
役員に関する事項	取締役 甲野太郎	令和5年6月24日重任
	取締役 乙野次郎	令和5年6月24日就任
	取締役 丙野三郎	令和5年6月24日就任

	東京都渋谷区恵比寿二丁目4番6号 代表取締役 甲野太郎	令和5年6月24日重任
	監査役 丁野四郎	令和4年6月20日就任
	会計監査人 監査法人桜会	令和5年6月26日重任
支配人に関する事項	東京都杉並区桃井三丁目6番9号 丙野三郎 営業所 東京都港区港南一丁目1番1号	
支店	1 東京都港区港南一丁目1番1号	
	2 名古屋市中区三の丸四丁目3番1号	
存続期間	会社成立の日から満50年	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	
登記記録に関する事項	設立 平成18年7月1日登記	

商登第7条（会社法人等番号）

登記簿には、法務省令<商登規1の2>で定めるところにより、**会社法人等番号**（特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号<12桁の番号、商登規1の2I>をいう。第19条の3において同じ。）を記録する。

会第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① **会社** 株式会社、合名会社、合資会社又は**合同会社**をいう。
- ⑤ **公開会社** その発行する全部又は「一部」の株式の内容として**譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の「定款の定めを設けていない」株式会社**をいう。
☞公開会社とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡制限を付す旨の定款の定めを設けていない株式会社である（会2⑤）から、その定款の定めにおいて譲渡制限を付さない株式を発行することとしている株式会社は、現に発行している株式がすべて譲渡制限株式であるとしても、公開会社に当たることとなる。
- ⑥ **大会社** 次に掲げる要件の**いずれかに該当する株式会社**をいう。
 - イ **最終事業年度に係る貸借対照表**（第439条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時株主総会に「報告」された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、第435条第1項の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。）に**資本金として計上した額が5億円以上**であること。
 - ロ **最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上**であること。
☞会社法により、会社の規模にかかわらず、監査役は、原則として会計監査権限のほか業務監査権限を有することとされたため（会381）、中会社と小会社の区分は廃止されたことに注意しておくこと。

会第326条（株主総会以外の機関の設置）

- 1 株式会社には、「1人又は2人以上」の取締役を「置かなければならない」。
- 2 株式会社は、「定款の定め」によって、**取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等**を置くことができる。

会第327条（取締役会等の設置義務等）

- 1 次に掲げる株式会社は、「**取締役会**」を置かなければならない。
 - ① **公開会社**
 - ② **監査役会設置会社**
 - ③ **監査等委員会設置会社**
 - ④ **指名委員会等設置会社**
- 2 **取締役会設置会社**（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、「**監査役**」を置かなければならない。ただし、**公開会社でない会計参与設置会社**については、この限りでない。

- 3 会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。
- 4 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、「監査役」を置いてはならない。
 ◀企業規模の大きな指名委員会等設置会社では、監督と執行が明確に分離されており、監査役を置く代わりに、委員3人以上で構成される「監査委員会」が設けられているからである（会 400 I, 404 II）。
- 5 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、＜大会社（会 328）でなくても＞「会計監査人」を置かなければならない。
- 6 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。

会第 328 条（大会社における監査役会等の設置義務）

- 1 「大」会社（公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。
- 2 公開会社でない大会社は、「会計監査人」を置かなければならない。

会第 332 条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は「株主総会の決議」によって、その任期を短縮することを妨げない。
- 2 前項の規定は、公開会社でない株式会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）において、定款によって、同項の任期を選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

会第 336 条（監査役の任期）

- 1 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の規定は、「公開会社でない」株式会社において、「定款」によって、同項の任期を選任後「10 年以内」に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

会第 338 条（会計監査人の任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後「1 年」＜× 2 年＞以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。＜×ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。＞
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会＜選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会＞において別段の決議＜不再任の決議、会 344 I 参照＞がされなかったときは、当該定時株主総会において「再任された」とみなす。

会第 113 条 (発行可能株式総数)

3 次に掲げる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができない。

- ① 「公開会社」が定款を変更して発行可能株式総数を「増加」する場合
- ② 公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合

会第 214 条 (株券を発行する旨の定款の定め)

株式会社は、その株式(種類株式発行会社にあつては、「全部の種類」の株式)に係る株券を発行する旨<×発行しない旨>を「定款」で定めることができる。

会第 123 条 (株主名簿管理人)

株式会社は、株主名簿管理人(株式会社に代わって株主名簿<株主名簿、株券喪失登録簿(会 222)及び新株予約権原簿(会 251)>の作成及び備置きその他の株主名簿<株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿>に関する事務を行う者をいう。以下同じ。)を置く旨を「定款」で定め、当該事務を行うことを委託することができる。

会第 911 条 (株式会社の設立の登記)

3 第 1 項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- ① 目的
- ② 商号
- ③ 本店及び支店の所在場所
- ④ 株式会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- ⑤ 資本金の額
- ⑥ 発行可能株式総数
- ⑦ 発行する株式の内容(種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)
- ⑧ 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数
- ⑨ 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数
- ⑩ 株券発行会社であるときは、その旨
- ⑪ 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
- ⑫ 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項
 - イ 新株予約権の数<現実に発行された新株予約権の数、会 245 I ①>
 - ロ 第 236 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで(ハに規定する場合にあつては、第 2 号を除く。)に掲げる事項
 - ① 当該新株予約権の目的である株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法
 - ② 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - ③ 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

- ④ 当該新株予約権を行使することができる期間
- ハ 第 236 条第 3 項各号に掲げる事項を定めたときは、その定め
- ① 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第 1 項第 3 号の財産の給付を要しない旨、
- ② 定款又は株主総会の決議による第 361 条第 1 項第 4 号又は第 5 号ロに掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨
- 二 ロ及びハに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件
- ホ 第 236 条第 1 項第 7 号及び第 238 条第 1 項第 2 号に掲げる事項
- ① 取得条項付新株予約権にあつては、その旨及びその条件等
- ② 当該新株予約権を無償発行するときは、その旨
- へ 第 238 条第 1 項第 3 号に掲げる事項<当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法>を定めたときは、募集新株予約権（同項に規定する募集新株予約権をいう。以下へにおいて同じ。）の**払込金額**（同号に規定する払込金額をいう。以下へにおいて同じ。）（同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、**登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法**）
- ☞令和 3 年 3 月 1 日施行の改正
- ⑫の 2 第 325 条の 2 の規定による**電子提供措置をとる旨の定款の定め**があるときは、その定め
- ☞令和 4 年 9 月 1 日施行の改正
- ⑬ **取締役**（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）の**氏名**<会 331 I ①>
- ⑭ **代表取締役**の氏名及び**住所**（第 23 号に規定する場合<指名委員会等設置会社であるとき>を除く。）<会 349 I・III, 362 II③・III>
- ⑮ **取締役会設置会社**であるときは、**その旨**
- ⑯ **会計参与設置会社**であるときは、**その旨並びに会計参与の氏名又は名称**<会 333 I><×職務を行う者の氏名及び住所, 会 333 II>**及び第 378 条第 1 項の場所**<会計参与による計算書類等の備置場所>
- ⑰ **監査役設置会社**（**監査役**の**監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。**）であるときは、その旨及び次に掲げる事項
- イ **監査役**の**監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め**<会 389 I>がある株式会社であるときは、その旨
- ロ **監査役**の**氏名**<会 335 I→331 I ①>
- ⑱ **監査役会設置会社**であるときは、**その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨**<会 335 III><×常勤の監査役である旨, 会 390 III><×取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨<改正会 327 の 2>>
- ⑲ **会計監査人設置会社**であるときは、**その旨及び会計監査人の氏名又は名称**<会 337 I><×職務を行う者の氏名及び住所, 会 337 II>

- ⑳ 第 346 条第 4 項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
- ㉑ 第 373 条第 1 項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項
- イ 第 373 条第 1 項の規定による特別取締役による議決の定めがある旨
 - ロ 特別取締役の氏名
 - ハ 「取締役」<×特別取締役>のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
- ㉒ 監査等委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項
- イ 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名
 - ロ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨<会 331VI>
 - ハ 第 399 条の 13 第 6 項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨
- ㉓ 指名委員会等設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項
- イ 「取締役」<×委員>のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨<会 400III>
 - ロ 各委員会の委員<会 400 I ・ II>及び執行役<会 402 I ・ II>の氏名<会 402IV→331 I ①>
 - ハ 代表執行役の氏名及び住所<会 420 I >
- ㉔ 第 426 条第 1 項の規定による取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
- ㉕ 第 427 条第 1 項の規定による非業務執行取締役等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
- ㉖ 第 440 条第 3 項の規定による措置をとることとするときは、同条第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令<会施規 220 I ①>で定めるもの
- ㉗ 第 939 条第 1 項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
- ㉘ 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
- イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令<会施規 220 I ②>で定めるもの
 - ロ 第 939 条第 3 項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
- ㉙ 第 27 号の定款の定めがないときは、第 939 条第 4 項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨

10 法令名称略記一覧

【あ行】

遺言書保管 → 法務局における遺言書の保管等に関する法律
遺失 → 遺失物法
一般法人 → 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
一般法人施規 → 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則
一般法人登記規 → 一般社団法人等登記規則
医療 → 医療法
恩 → 恩赦法

【か行】

外国法人夫婦財産登記 → 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律
会 → 会社法
会計規 → 会社計算規則
会施規 → 会社法施行規則
会施令 → 会社法施行令
会更 → 会社更生法
家事 → 家事事件手続法
家事規 → 家事事件手続規則
仮担 → 仮登記担保契約に関する法律
議院証言 → 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律
行政情報公開 → 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
行政機関の休日 → 行政機関の休日に関する法律
行訴 → 行政事件訴訟法
行手 → 行政手続法
行服 → 行政不服審査法
供託 → 供託法
供託規 → 供託規則
供託準 → 供託事務取扱手続準則
銀行 → 銀行法
金融商品取引 → 金融商品取引法
区分所有 → 建物の区分所有等に関する法律
組登 → 組合等登記令
警察 → 警察法
刑 → 刑法
刑訴 → 刑事訴訟法
刑補 → 刑事補償法
軽犯 → 軽犯罪法
憲 → 日本国憲法

憲改 → 日本国憲法の改正手続に関する法律
航空 → 航空法
皇室 → 皇室典範
更生保護 → 更生保護法
戸籍 → 戸籍法
公益認定 → 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益認定施規 → 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則
鉱業 → 鉱業法
後見登 → 後見登記等に関する法律
後見登政 → 後見登記等に関する政令
後見登省 → 後見登記等に関する省令
公証 → 公証人法
公選 → 公職選挙法
工抵 → 工場抵当法
工抵登規 → 工場抵当登記規則
国籍 → 国籍法
国徴 → 国税徴収法
国通 → 国税通則法
国賠 → 国家賠償法
国会 → 国会法
国公 → 国家公務員法

【さ行】

裁 → 裁判所法
裁判員法 → 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判官分限 → 裁判官分限法
採石 → 採石法
財政 → 財政法
参規 → 参議院規則
自動登録 → 自動車登録法
借地借家 → 借地借家法
社振 → 社債、株式等の振替に関する法律
宗教 → 宗教法人法
衆規 → 衆議院規則
司書 → 司法書士法
司書令 → 司法書士法施行令
司書規 → 司法書士法施行規則
司書訓令 → 司法書士等に対する懲戒処分に関する訓令
商 → 商法
商施規 → 商法施行規則

商登 → 商業登記法
商登規 → 商業登記規則
商登準 → 商業登記等事務取扱手続準則
少年 → 少年法
信託 → 信託法
信託業 → 信託業法
人訴 → 人事訴訟法
人訴規 → 人事訴訟規則
生活保護 → 生活保護法
請願 → 請願法
税理 → 税理士法
税徴 → 国税徴収法
整備 → 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
租特 → 租税特別措置法
租特規 → 租税特別措置法施行規則
租特令 → 租税特別措置法施行令

【た行】

滞調 → 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律
宅建業 → 宅地建物取引業法
宅建業施行令 → 宅地建物取引業法施行令
宅建業者営業保証金規則 → 宅地建物取引業者営業保証金規則
仲裁 → 仲裁法
地自 → 地方自治法
地方税 → 地方税法
地公 → 地方公務員法
手 → 手形法
抵証 → 抵当証券法
抵証細則 → 抵当証券法施行細則
動産債権譲渡特例 → 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
登手 → 登記手数料令
登録税 → 登録免許税法
登録税規 → 登録免許税法施行規則
登録税令 → 登録免許税法施行令
道路運送車両 → 道路運送車両法
道交 → 道路交通法
独禁 → 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
土収 → 土地収用法

【な行】

内閣→ 内閣法
憲改 → 日本国憲法の改正手続に関する法律
任意後見 → 任意後見契約に関する法律
農地 → 農地法
農地規 → 農地法施行規則

【は行】

破産→ 破産法
破産規 → 破産規則
非訟 → 非訟事件手続法
不登 → 不動産登記法
不登規 → 不動産登記規則
不登準 → 不動産登記事務取扱手続準則
不登令 → 不動産登記令
法適用通則 → 法の適用に関する通則法
保険業 → 保険業法

【ま行】

民 → 民法
民施 → 民法施行法
民再 → 民事再生法
民執 → 民事執行法
民執令 → 民事執行法施行令
民執規 → 民事執行規則
民訴 → 民事訴訟法
民訴規 → 民事訴訟規則
民訴費 → 民事訴訟費用等に関する法律
民調 → 民事調停法
民調規 → 民事調停規則
民保 → 民事保全法
民保規 → 民事保全規則
明憲 → 大日本帝国憲法

【や行】

有責 → 有限責任事業組合契約に関する法律

【ら行】

利息 → 利息制限法
立木 → 立木二関スル法律
旅館業→旅館業法
旅券→旅券法
労基 → 労働基準法
労組 → 労働組合法